七　なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であって次に掲げる物 一　豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他のブラシ製造用の獣毛のくず	GN〇一〇
二　馬毛のくず	GN〇二〇
三　羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛若しくはその部分（加工していないもの又は単に清浄にし、消毒し若しくは保存のために処理したものに限る。）又は鳥の綿毛（加工していないもの又は単に清浄にし、消毒し若しくは保存のために処理したものに限る。）	GN〇三〇

備考

1　三の項又は四の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。

2　各項の下欄に掲げる符号は、理事会決定附属書3の番号である。

3　この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書Ⅲに掲げる特性を有することとなった物を含まないものとする。

別表第三

一　金属（金属化合物を含む。第十二号イ又は別表第四の一の項第六号を除き、以下同じ。）又は金属を含む物であって次に掲げる物 一　次に掲げる金属のくず（金属状であって飛散性を有しないものに限る。）	B一〇一〇
イ　貴金属（金、銀又は白金族（いずれかの合金であるものを含む。）に限り、水銀（合金であるものを含む。）を除く。）のくず	
ロ　鉄（合金であるものを含む。）のくず	
ハ　銅（合金であるものを含む。）のくず	
ニ　ニッケル（合金であるものを含む。）のくず	
ホ　アルミニウム（合金であるものを含む。）のくず	
ヘ　亜鉛（合金であるものを含む。）のくず	
ト　すず（合金であるものを含む。）のくず	
チ　タングステン（合金であるものを含む。）のくず	
リ　モリブデン（合金であるものを含む。）のくず	
ヌ　タンタル（合金であるものを含む。）のくず	
ル　マグネシウム（合金であるものを含む。）のくず	
ヲ　コバルト（合金であるものを含む。）のくず	
ワ　ビスマス（合金であるものを含む。）のくず	
カ　チタン（合金であるものを含む。）のくず	
ヨ　ジルコニウム（合金であるものを含む。）のくず	
タ　マンガン（合金であるものを含む。）のくず	
レ　ゲルマニウム（合金であるものを含む。）のくず	
ソ　バナジウム（合金であるものを含む。）のくず	
ツ　ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム又はガリウム（いずれかの合金であるものを含む。）のくず	
ネ　トリウム（合金であるものを含む。）のくず	
ナ　希土類金属（合金であるものを含む。）のくず	
ラ　クロム（合金であるものを含む。）のくず	
二　次に掲げる金属のくずであって清浄なもの（薄板、板、角材、棒その他塊状のものであって、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	B一〇二〇
イ　アンチモン（合金であるものを含む。）のくず	
ロ　ベリリウム（合金であるものを含む。）のくず	B一〇三〇
ハ　カドミウム（合金であるものを含む。）のくず	B一〇三一
ニ　鉛（合金であるものを含む。）のくず（別表第四の一の項第十六号に掲げる物を除く。）	B一〇四〇
ホ　セレン（合金であるものを含む。）のくず	
ヘ　テルル（合金であるものを含む。）のくず	
三　耐火性金属（残滓であるものを含む。）のくず	B一〇五〇
四　モリブデン、タングステン、チタン、タンタル、ニオブ若しくはレニウム又はこれらの合金で、飛散性を有するもの（別表第四の一の項第五号に掲げる物を除く。）	B一〇六〇
五　発電に用いられる部品のくず（別表第六第二十五号ハに掲げる物（PCB又はポリ塩化テルフェニル（以下「PCT」という。）に係るものに限る。）に該当せず、かつ、潤滑油（別表第五第八号又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）を含まないものに限る。）	B一〇七〇
六　非鉄金属の混合物から成る重量片のくず（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	B一〇八〇
七　金属セレン又は金属テルルのくず（粉末状のものを含む。）	B一〇九〇
八　銅又は銅合金であって飛散性を有するもの（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	B一一〇〇
九　亜鉛を含む灰又は残滓（亜鉛合金の残滓を含む。）であって飛散性を有するもの（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第七の五の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。）	B一一一〇
十　分別された電池（不良品であるものを除く。）のくず（別表第六第八号、第十一号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	
十一　金属の溶解、製錬又は精製に伴い生ずる金属を含む物であって次に掲げる物	
イ　ハードジンクスペルター	
ロ　亜鉛を含むドロスであって次に掲げる物	
(1)　厚板の亜鉛めっきに伴いめっき槽の上部に生ずるドロス（亜鉛を九十重量パーセント以上含むものに限る。）	
(2)　厚板の亜鉛めっきに伴いめっき槽の下部に生ずるドロス（亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。）	
(3)　亜鉛を用いたダイカスト操作に伴い生ずるドロス（亜鉛を八十五重量パーセント以上含むものに限る。）	
(4)　厚板の溶融亜鉛めっきに伴い生ずるドロス（バッチ操作に伴い生ずるものであって、亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。）	
(5)　亜鉛のスキミング	
ハ　アルミニウムのスキミング（ソルトスラグを除く。）	
ニ　銅の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの（別表第六第六号、第八号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	
ホ　銅の精錬に用いられる耐火性のライニング（るつぼを含む。）	
ヘ　貴金属の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの	
ト　タンタル又はその化合物を含むすずスラグ（すずの含有量が〇・五重量パーセント未満のものに限る。）	
十二　電気部品又は電子部品であって次に掲げる物	
イ　金属のみから成る電子部品	